

会 議 録 (1)

会議の名称	入間市男女共同参画審議会第2回会議
開催日時	平成27年9月10日(木)午後2時00分～3時50分
開催場所	入間市市民活動センター 活動室1
議長氏名	入間市男女共同参画審議会会長 庭屋 元子
出席委員氏名	浅見 佳子 委員 石井 秀治 委員 榎本 操 委員 大島 光恵 委員 金賀 恵子 委員 久保庭邦子 委員 小久保忠司 委員 関根 栄一 委員 関根 靖光 委員 庭屋 元子 委員 松山 慎司 委員 野口 節子 委員
欠席委員氏名	今井 美帆 委員 熊木真知子 委員 白井 秀 委員
説明者氏名	市民部副参事兼男女共同参画推進センター所長 粕谷 敦子 自治文化課主幹 上原 久雄
会議次第 (公開・非公開の別)	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 (公開) (1) 第4次いるま男女共同参画プランの基本方針について 男女共同参画社会に向けての市民意識調査について (2) 平成26年度第3次いるま男女共同参画プランの実施状況報告 書(案)について 4 その他 5 閉 会
傍聴者数	なし
配布資料	・会議次第 ・男女共同参画社会に向けての市民意識調査実施要領(案) ・市民意識調査に関する調査項目比較表 ・男女共同参画社会に向けての市民意識調査(案) ・男女共同参画社会に向けての市民意識調査(平成22年度)
事務局職員 職 氏 名	市民部長 田雑 弘章 市民部次長 中里 謙 自治文化課長 市川 一博 市民部副参事兼男女共同参画推進センター所長 粕谷 敦子 自治文化課主幹 上原 久雄
会議録作成方法	要点筆記

会 議 録 (2)

議事の概要(経過)・決定事項

1 会 議

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 議事

○本日会議公開の確認

会議は原則公開、本日の傍聴なし

○会議録署名委員の決定〔庭屋会長、金賀委員〕

○第4次いるま男女共同参画プランの基本方針について

・男女共同参画社会に向けての市民意識調査について

※事務局説明

○平成26年度第3次いるま男女共同参画プランの実施状況報告書(案)について

※事務局説明

(4) その他

○次回会議日程について、次のとおり確認した。

日時 平成27年10月30日(金)午後2時00分から

場所 入間市市民活動センター

(5) 閉会

会 議 録 (3)

発言者／(回答者)	発 言 内 容
(粕谷副参事)	<p>平成27年度入間市男女共同参画審議会第2回会議を開会します。初めに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の次第、先に郵送させて頂きました、男女共同参画社会に向けての市民意識調査実施要領(案)、男女共同参画社会に向けての市民意識調査(案)、市民意識調査に関する調査項目比較表、平成22年度男女共同参画社会に向けての市民意識調査、ダイアプラン講演会チラシでございます。以上、お手元にありますでしょうか。それでは、庭屋会長よりごあいさつをいただきたいと思ひます。</p>
庭 屋 会 長	<p>皆さん、こんにちは。かつて経験したことのないという言葉が使われるようないろいろな事が起きていて、役所の方々も大変だろうかと推察いたします。前回、育児休業の話をしたが、それに関連しまして、先日の男女共同参画セミナーで市長が挨拶の中で、男女共同参画について、男性の意識を変えていかなければならないという話をされていましたが、私は女性の方に問題があるのではないかと最近思うようになりました。以前の勤務先で育休明けの方が既に妊娠していたという事例があり、仕事に対する認識の甘さを当時女性管理職として伝えました。男性が意識を変えないと女性が生活や仕事等を行う上でうまく進まないと思う場面もありますが、やはり女性がかかなり意識改革をしないと社会は変わっていかないのではないのかなと思ひました。</p> <p>委員の方々は、全てではないですが、各組織の代表として出席されていると思ひます。組織の中で、今日の会議のこと、話題となったこと、配布された書類の中から得たこと等、少しずつ話していただいて、男女共同参画について広めていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。</p>
(粕谷副参事)	<p>それでは、議事に入らせていただく前に、前回会議で欠席されておりました、石井委員、榎本委員、小久保委員より自己紹介をお願ひいたします。</p> <p>(3委員自己紹介)</p> <p>ありがとうございました。それではこれより、議事に入らせていただきます。ここからの進行は庭屋会長にお願ひいたしま</p>

会 議 録 (3)

<p>議 長</p> <p>(上原主幹)</p>	<p>す。</p> <p>3 議 事</p> <p>議事に入る前に何点か申し上げます。</p> <p>開会に当たりまして、今井委員、白井委員、熊木委員の3名から欠席の届出がござっておりますが、定足数に達しております。</p> <p>本日の会議も公開となっておりますので、あらかじめご了承ください。なお、傍聴の申込みはございません。</p> <p>本日の会議録署名委員は、名簿順7番目の金賀委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事がスムーズに進みますように御協力をお願いします。</p> <p>「男女共同参画社会に向けての市民意識調査について」事務局に説明を求めます。</p> <p>はじめに、市民意識調査の実施要領についてご説明申し上げます。前回の会議にも説明いたしました部分もありますが、改めて説明いたします。</p> <p>入間市「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」実施要領(案)をご覧ください。</p> <p>1 調査の目的についてですが、現在進行中の「第3次いるま男女共同参画プラン」が、平成28年度で終了となります。この後を引き継ぐ「第4次いるま男女共同参画プラン」策定の準備をこれから進めていくこととなりますが、それに先立ちまして、「第3次いるま男女共同参画プラン」を見直し、「第4次いるま男女共同参画プラン」策定の基礎資料とすることを目的として市民意識調査を実施するものです</p> <p>2 調査の方法についてですが、市内在住の満20歳以上の男女から無作為に抽出した2,000人を対象に実施いたします。調査は、郵送による配布・回収といたします。調査期間は、平成27年12月1日(火)から12月15日(火)までの2週間を予定しております。調査基準日は平成27年12月1日となります。</p> <p>3 調査内容についてですが、</p> <ul style="list-style-type: none">①男女平等に関する意識調査について②家庭生活について
--------------------------	--

会 議 録 (3)

<p>議 長 (上原主幹)</p>	<p>③地域活動と就業について ④社会参画について ⑤配偶者などに対する暴力について ⑥性的マイノリティについて ⑦男女共同参画の推進に対する施策について</p> <p>以上7項目につき、それぞれ質問を設け、調査いたします。</p> <p>4 調査から公表までの計画についてですが、 調査票につきまして、次回の審議会で最終案を決定いただき、12月1日に間に合うよう発送いたします。</p> <p>回収した調査票は、回収次第、データ入力し、分析いたしまして、来年4月から5月には報告書にまとめ、6月には、ホームページや広報で公表したいと考えています。</p> <p>実施要領(案)について、何かご質問、ご意見はありますか。 なければ、この実施要領に基づいて調査を実施いたしますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、この実施要領でお願いいたします。次に市民意識調査項目比較表について事務局から説明をお願いします。</p> <p>市民意識調査に関する調査項目比較表をご覧ください。</p> <p>比較表の左の列をご覧くださいますと入間市(平成27年度実施予定)とありますが、今回実施する調査票の項目となります。</p> <p>調査票につきましては、職員の中から任命したスタッフ10名と一緒に、他市の意識調査、そして、前回、平成22年度に実施した入間市の調査を基に検討し、時代の経過による状況の変化と前回調査との比較のため、継続性を考慮し作成いたしました。</p> <p>前回、平成22年度に実施した調査から継続しているもので、第3次入間男女共同参画推進プランの数値目標の達成度の資料となります項目があります。具体的には、調査項目の</p> <p>①「男は仕事、女は家庭」という考えかたについて ②男女の地位の平等感について ⑩男性が育児休業、介護休業を取得することについての考え ⑯-1暴力についての相談経験について ⑳男女共同参画に関する言葉の認知度</p> <p>以上5つの設問が数値目標の達成度の資料となります。</p>
----------------------------	--

会 議 録 (3)

また、第3次入間男女共同参画推進プランでの現況説明の資料となりますのが、調査項目の

②男女の地位の平等観について

⑩男性が育児休業、介護休業を取得することについての考え

⑬政策・方針を決定する場に占める女性の割合が低い理由

⑮暴力として認識される行為

の4つの設問になります。

なお、②と⑩は数値目標、現況説明の両方に利用しています。

次に、時代の経過による状況の変化を踏まえたものとして、

前回の調査では、DV対策が強く求められていた経緯により、DV基本計画を第3次プランに盛り込む必要がありましたため、配偶者などに対する暴力についての設問が多くなっていました。

5 配偶者などに対する暴力についての項目をご覧いただくと、平成22年度では9つの設問がありましたが、今回は、DVに対する認知を図るために必要と考えられ、また計画策定に必要な基礎資料として5つの設問に絞りました。

前回の調査項目がなく、今回の調査項目に取り入れたものをご説明させていただきます。

7 性的マイノリティについての項目です。

人権問題に関わる問題であるとは思いますが、国の第3次男女共同参画基本計画の中で、第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

4 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応 の中で施策の基本的方向として、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々に対し、人権尊重の観点からの配慮が必要である。このため、人権教育・啓発を進めるとあり、具体的施策が明記されています。

先月公表された、国の第4次男女共同参画基本計画の素案にも、「性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応」として、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める」とあります。

今年5月の株式会社電通による調査で、性的マイノリティに該

会 議 録 (3)

<p>議 長 関根靖光委員</p>	<p>当する方の割合が13人に1人という結果も看過することができないと考え、調査項目に取り入れました。</p> <p>比較表について、質問はありますでしょうか。</p> <p>自分でも比較しましたが、この比較表があると便利ですね。タイトルだけでなく設問自体も比較できるともっと良いのですが。</p>
<p>議 長 関根靖光委員</p>	<p>印象としては平成22年度の内容とほぼ同じ。連続性といえますか、項目の継続性としては同じ観点から見ていくということではあまり変えない方が良い面もありますのでその点では良いと思います。新しいところでは、性的マイノリティの項目が入っていることですね。埼玉県調査票では、県レベルですから、現状を把握し、現状のみではなく原因、理由を問う設問があります。入間市の場合は、現状の問いがあって、原因を聞かないで、施策について積極的に問うています。原因とか理由とかは知っておいたほうが良いのですが、連続性を考慮すると前回と同様の問いで良いのではないかと考えています。</p>
<p>議 長 関根靖光委員</p>	<p>項目内容を変えない方が、変化がわかるのでよろしいのではないかとこのご意見です。</p> <p>5番目の配偶者に対する暴力についてですが、埼玉県の調査では項目を女性に対する暴力ということで、配偶者から受ける暴力だけでなく、セクハラ等も含まれていてかなり広く質問をしています。配偶者に対する暴力とすると男性に対して女性が暴力を振るうケースも含まれてきます。女性に対する暴力とすると線引きされてしまうがセクハラ等も含まれていて設問が細かくなっているのは、いいのではないかとこの印象です。</p>
<p>議 長 (粕谷副参事) 久保庭委員</p>	<p>女性に対する暴力とするか、配偶者等に対する暴力とするかで相手が変わってくるということですね。事務局のほうで、この件について、説明はありますか。</p> <p>先程、説明させていただきましたとおり、DVに関して基本計画に取入れることがありましたので、配偶者などからの暴力ということで、法律にあった表現をさせていただきました。</p> <p>全体を俯瞰して質問してよいですか。配偶者等の暴力についての項目の変更について、設問を絞ったことは正解であったと思います。前は、答えるのが大変であったのと、焦点がぼやけてい</p>

会 議 録 (3)

	<p>たように思えました。設問に対する答えの出し方も工夫されていたので、暴力に関する項目についてはこれで良いと思います。</p> <p>ただ、新しい項目として性的マイノリティが出ていますが、これは、皆さんで慎重に協議したほうが良いと思います。この調査結果を第4次プランの基礎資料とする訳ですから、性的マイノリティをどう取り扱うかということに絡むので、渋谷区で条例ができてマスコミが取り上げていましたが、これは、とても微妙な問題なので、調査項目に入れるかどうか、プランの中でどういう位置づけにするのかどうか、審議会の中でどう捉えるのか、相当濃密な意見交換等考え方の違い等をしっかり協議したほうが良いと思います。人権の問題であるとともに男女の問題であり、とても微妙なので、慎重に構えたほうが良いと思います。</p> <p>また、世田谷区を比較の対象にした理由を伺いたいのですが</p> <p>実は条例を作るときに、入間市と同規模で歴史的に同じようなプロセスを踏んでいるような自治体を参考にしましたが、世田谷区は、区長を含め、考え方も進んでいるし、規模がとても大きいですし、国、県との比較はよろしいのですが、一つの自治体として世田谷区を比較しようと選んだ理由を伺いたい。おそらく世田谷区の意識調査に性的マイノリティの設問があったのでという推察はしますが、どうでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>いくつかありましたが、ご意見を整理したいと思います。配偶者等というのは法律からきているということで、これでよろしいでしょうか。</p>
<p>関根靖光委員</p>	<p>各自治体で苦慮されているのが、事業所における就業環境の点で男女雇用機会均等法、先程のセクハラの問題、マタニティハラスメント等、育休の取り方などを事業所にいかに理解していただいて、それを風通しのいい状況をつくるのに苦心しています。配偶者に対する暴力については、各市町村がそれを目玉みたいにしていただけれども、実は、事業所における根本的な問題が解決しないと家庭の問題もなかなか難しい。本当は入れるべきだと思いますが、22年度と継続してやるというのならばそれでよいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>この件に関しては、事務局で説明したとおり、継続性を考え、</p>

会 議 録 (3)

	<p>あまり変えないということによろしいでしょうか。よろしければ、久保庭委員の2点の質問について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>(粕谷副参事)</p>	<p>性的マイノリティに関する質問については、人権問題としての意識調査の中に県レベルでの質問がありましたが、言葉の認知度を問うものだけでした。男女共同参画での質問として市町村レベルで調べた結果、世田谷区が言葉の認知度だけでなく、必要な施策を問う等、積極的な項目を設けていましたため、調査項目比較表に入れさせていただきました。</p>
<p>議 長</p>	<p>世田谷区の調査だけ質問があったということですね。新しい項目なので、性的マイノリティの項目に関しては大いに議論を行い、項目に入れるか入れないかは時間をかけたいということですね。</p>
<p>久 保 庭 委 員</p>	<p>その前にプランを策定するにあたって、どうしてこれが、意識調査の項目に入ってきたのかというのを部長に伺いたいと思います。入間市議会で性的マイノリティに対して行政がどう取組むのかの質問があり、それにより、項目として取入れたと推察しますが、いかがでしょう。</p>
<p>(田雑市民部長)</p>	<p>性的マイノリティに関しましては、一般質問で入間市の取組みについて質問がありました。条例の中に性的マイノリティというものを組込んでいる先進的自治体もあり、現実的に苦しんでいる方々もいらっしゃるので入間市の対応を問われたものです。答弁としては、条例に関しては、様々な議論を重ねて策定した条例のため、改正においても議論を通じて改正を検討しなければならないので、簡単に結論がつけられるものではないという趣旨の答弁をさせていただきました。ただ、性的マイノリティということについて、実態調査というものを全く入間市として実施をしていないので調査する意味はあるでしょう。質問の趣旨が男女の条例ということからのアプローチだったので、今年実施する意識調査の中で取入れることは可能ではないでしょうかという答弁をいたしました。ここに入れているものは、私どもの提案であり、その先に必ず条例化があるのかどうかというのを狙って入れているのではなく、今の社会環境の中でそういった問題点が指摘されてい</p>

会 議 録 (3)

	<p>るので、最初の半歩一歩として、この質問を入れたらどうかということで提案をしているものです。ご協議の中で、男女の中でアンケートを取るということについては、調査について絶対というものではないので、ご議論を経た中で方向性を結論いただいた内容で対応させていただきたいと考えております。</p>
<p>議 長</p>	<p>意識調査の時期であったため、調査項目を入れたということです。</p>
<p>(粕谷副参事)</p>	<p>条例化するという事は二の次の話であって、調査をするにあたって議論をするチャンスであったということでしょう。</p>
<p>(田雑市民部長)</p>	<p>性的マイノリティについてご説明させていただいてよろしいでしょうか。</p>
<p>(粕谷副参事)</p>	<p>性的マイノリティについて共通認識を持っていただいたほうがよいのではないかとという意味で説明をするものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>調査票案にある性的マイノリティとはに基つき説明。</p>
<p>久保庭委員</p>	<p>どのくらい悩んでいる方がいるのか、どのくらい知っている方がいるのかの調査ということで、そんなに多い項目ではないということですね。他に質問はありませんか。今まで無かった項目を入れたということについてどうですか。賛成か反対かどうか決めますか。久保庭委員さんはこの項目を入れることに反対ということではないですね。</p>
<p>久保庭委員</p>	<p>入間市の調査の中にいわゆるLGBTといわれるLはレズビアン、Gはゲイ、Bはバイセクシャル、Tはトランスジェンダーとありますが、これはとても重要なテーマなので、意識調査ぐらいはしてもいいのではないかとすると捕らえ方は確かにあると思いますが、今回の意識調査の中に入れるのに私の中に大きな疑問があります。反対ということではなくて煮詰まっていないのに大丈夫なのかなというのがあります。設問は多くはありませんが、大きな項目としてでているので、暴力等のように古い問題ではないので、一つの項目としてあることに疑念があります。</p>
<p>議 長</p>	<p>DVと同様に、悩んでいる方が入間市にはいるのかいないのかを調べるだけでも違うのかと思いますが、その先どうなるかわからないにしても、入間市にも悩んでいる方がいらっしゃるんだとわかるだけでも違うと思いますがいかがですか。</p>
<p>(粕谷副参事)</p>	<p>性同一性障害者の取扱いに関する法律というものがあり、戸籍</p>

会 議 録 (3)

<p>議 長</p>	<p>も変えることができるということもありますし、電通の調査から、13人に一人の割合で性的マイノリティの該当者がいらっしゃるとなると、入間市の子どもの中にも、市役所職員の中にも該当者がいるのではないかとということです、見過ごすことができないのではないかと思います。</p>
<p>関根靖光委員</p>	<p>調査は20歳以上が対象となりますが、子どもの該当者がいた場合、親が子どもについて回答することもあるのではないかと思いますので、調べてみてもいいような気がします。調査した後は、多くの議論が必要だと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>浅見委員</p>	<p>女性の件ですが、女性差別撤廃条約があって、あらゆる女性差別を許さないとあります。問題の根本に憲法もそうですが、個々の人権があって、個人の人権が重要で女性に差別があるから差別はいけないとあります。高齢者、障害者、貧困に対しても同様です。個人の人権を実現するための一環として、女性の差別の観点から、あるいは男女共同の観点からというような大きい視点から考えると性的マイノリティが入ってもおかしくないでしょう。あまり限定して女性のだけでなく根本の人権のことを基礎にして、その上で女性差別、男女平等ということをやっていくべきですので、私は、性的マイノリティの項目が入ってよかったと思っています。</p>
<p>野口委員</p>	<p>入間市民かどうかわかりませんが、市内の結婚式場で同性同士の結婚式が行われたと聞きました。ずいぶん進歩したものだと思いました。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご意見等いかがですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>私はこれも差別として捉えているのですが、皆さんが性的マイノリティを認識しないとその方たちはなかなか言い出せないでしょう。設問は少ないですが、こういう方たちがいるということを知っていただくためにも私は入れてもいいと思います。</p> <p>個の人権であれば、差別ということになるので、今回が1回目の調査、初めての調査になりますが、今回ここで入れてもいいのかなと思います。議論が必要だということはあると思いますが、調査のタイミングといえますか、毎年できるものではありませんし、どうでしょうか。特に反対はありませんか。久保庭委員さんいかが</p>

(上原主幹)

ですか。(久保庭委員：よろしいと思います) 前回なかった項目ですが、入れてどのような状況かということを知ることだけでも重要で、それをどうこうするというの次の段階になってくるだろうと思います。今回、新しい項目、性的マイノリティを入れさせていただくということでよろしいですか。ではよろしくお願いたします。比較についての質問はよろしいでしょうか。では、次に設問について説明を事務局にお願いします。

それでは、男女共同参画社会に向けての市民意識調査について、項目ごとにご説明いたします。ご意見、ご質問については、後ほど配布いたします用紙にご記入いただき、後日提出いただきたいと思います。

男女平等に関する意識について説明いたします。

この項目は2ページの問1から問3までが該当いたします。

問1から問3は、前回調査でも同様の質問をしています。

問1は性別による固定的な役割分担意識について尋ねる質問です。

問2は男女の地位の平等感について尋ねる質問です。

これらの質問で市民の意識の変化をみたいと考えています。

問3は、男女がさらに平等になるために市民はどのようなことが重要と考えているか確認したいと考えています。

次に「家庭生活について」の項目について、説明いたします。

この項目は、3ページの問4と問5が該当いたします。

問4は、家事などをだれが行っているか尋ねる質問です。

問5は、男性の家事などへの参加促進についてどのようなことが必要と考えているか尋ねることとしました。

続いて「地域活動と就業について」の項目について、説明いたします。

この項目は、4ページの問6から7ページの問11までの質問が該当いたします。

問6は、地域活動の参加について尋ねる質問です。地域でも男女共同参画を進める必要があると思いますが、実際、市民の方はどのような活動に参加しているのか確認するための質問です。前回調査と比較しますと「ア参加している」の選択肢に「10参加

していない」を追加しています。同様に「イ今後参加したい」の選択肢に「10参加する予定はない」を追加しています。回答として予測される選択肢を追加したものです。

問7は、女性が職業をもつことについての考えを尋ねる質問です。前回調査でも同様の質問をしています。

問8は、職場における男女の地位の平等感について尋ねる質問です。前回調査でも同様の質問をしています。

問7、問8で問1や問2と同様、市民の意識の変化をみたいと考えています。

問9は、就業意思について問うものです。問9-1と合わせて、今後の就業に係る施策の参考にしたいと考えています。

問10は、前回調査でも同様の質問をしています。

男性の育児介護休暇の取得率が非常に低い状況にありますので、前回に引き続き質問をさせていただいています。取得しづらいと答えた方に問10-1で理由を尋ねています。

問11は、ワークライフバランスを実現するための考えを尋ねるものです。

女性も男性も仕事と家庭を両立できる職場、ワークライフバランスの考え方が提唱されていますが、前回調査と同様の質問をさせていただき、市民の考え方の変化をみるものです。

続いて「社会参画について」の項目についてご説明いたします。この項目は、8ページの問12から問14までが該当いたします。

問12は、政策・方針を決定する役職に女性が就くことについての考えを尋ねる質問です。前回調査と同様です。

問13は、政策の方針を決める場に占める女性の割合が低い理由について尋ねる質問です。前回も同様の質問をしています。

問14は、女性が政策方針を決定する場に進出するために必要と思うことについて尋ねる質問です。改善策について問うものです。

続いて「配偶者などに対する暴力について」の項目について、説明いたします。この項目は、9ページの問15から11ページの問17までが該当いたします。

会 議 録 (3)

先にも申し上げましたが、DV防止対策についての対応について、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、通称DV防止法第2条の3第3項で市町村にはDV防止基本計画策定の努力義務が課されています。努力義務ではありますが、埼玉県から策定の依頼もあり、入間市では、DV防止基本計画を第3次いるま男女共同参画プランに含める形式で策定しました。DV防止基本計画策定の参考にするという理由から、前回の調査では、DVに関する質問を増やして(全9問)おりましたが、今後、取組みを推進する上で必要な質問のみ(全5問)としました。今回調査では、加害経験や相談した相手等の質問はありません。

問15は、配偶者などに対する暴力についての認識を尋ねる質問です。その選択肢も前回調査では12ありましたが、同様の内容をまとめる等、8つ選択肢に減らしました。

問16は、被害経験を尋ねる質問です。

問16-1、問16-2、被害経験の相談について尋ねる質問です。当センターでも相談業務を実施しておりますが、この回答により、今後の施策の参考にしたいと考えています。

問17は、DV防止への取組みについて尋ねる質問です。

次に「性的マイノリティ(性的少数者)について」の項目についてご説明いたします。この項目は、11ページの間18から12ページの間20で該当いたします。

問18は、該当者について尋ねる質問です。

問19は、性的マイノリティの認知度について質問しています。

問20は、該当者の人権を守る施策で必要なことを尋ねる質問です。

最後に「男女共同参画の推進に対する施策について」の項目について説明いたします。

この項目は、12ページの間21から14ページの間24までが該当いたします。

問21は、前回調査でも同様の質問をしています。選択肢の9防災の分野で男女共同参画の視点を入れるは今回、追加しまし

会 議 録 (3)

<p>議 長 関根靖光委員</p>	<p>た。</p> <p>問 2 2、前回と同様の質問で、男女共同参画に関連する用語などの認知度を尋ねる質問です。</p> <p>問 2 3は、当センターの利用経験について尋ねる質問です。</p> <p>問 2 4は、当センターに期待する事業について尋ねる質問です。</p> <p>問 2 3と問 2 4で当センターに対する市民のニーズを確認したいと考えています。</p> <p>問 2 5は、自由意見欄といたしました。</p> <p>説明については以上です。よろしくお願いします。</p> <p>前回とほぼ変わらないというところで、今の説明で質問等ありますか。後ほど、意見、質問用紙が配布されるということですが、今の段階で質問等ありますか。</p> <p>男女平等に関する意識についての項目に、埼玉県調査の問 3で、メディアでの性に関する表現についての設問が入っています。入間市ではこの設問はありませんが、行政がどう考えるのかということで質問があった方が良いでしょう。</p> <p>また、家庭生活についての項目で、問 4にあなたの家庭では主に男性女性のどちらが行っていますかという問いがありますが、埼玉県では、生活費の確保、家計の管理、高額な商品や土地、家屋の購入の決定主導権をだれが持っているかという問いがあります。家事という生活形成の中では男女同等に参画しなければいけないのですが、戦前の民法では男性が財産の管理権を持っていたことがあって、これが習慣的になっているということもあります。誰が財産の主導権を持っているかということで本当は設問として入っていた方が良いでしょう。</p> <p>問 1 6のDVの調査では、今回、加害の質問がなくなりました。分析したこともありますが、加害の統計と被害の統計は相関性がありました。被害だけの項目にしても悪くはないと思いましたが、女性は当然被害が多いですが、男性に対する被害も最近多くなってきていますし、明確にするのであれば、入れたほうが良いのではないかと思います。ただ、被害の方を見れば、加害があるというようにおそらく相関性があると思います。</p>
-----------------------	---

会 議 録 (3)

議 長	<p>3点の意見が出ましたがいかがでしょうか。加害者と被害者は同数ぐらいになりそうだというのがありますのでそれは良いとしても、家庭生活では誰か財産管理を誰が行っているのか。メディアの表現についてはいかがでしょう。</p>
大 島 委 員	<p>第3次いるま男女共同参画プラン実施状況平成26年度実績の数値目標の中に男女共同参画推進センターの認知度の割合は平成27年度の意識調査の中で確認するとなっておりますが、設問の間22の入間市男女共同参加推進センターという問いに対して、内容を知っている、聞いたことがあるが、内容は知らない、知らないと3つになっていますが、内容を知っているのみをカウントするのでしょうか。聞いたことがあるが内容は知らないを入れてカウントするのかもしれないので割合がだいぶ変わってくると思いますがどう取り扱うのでしょうか。</p>
(粕谷副参事) 関根靖光委員	<p>内容を知っているだけをカウントします。 センターの機能の5つについて知っているか利用しているかということであってセンター自身について知らない場合は全部知らないとするのでしょうか。</p>
(粕谷副参事)	<p>そのとおりです。 先程の関根委員からのご意見の中で、メディアでの性別による固定的な役割分担の表現や、女性に対する暴力、性の表現についてどう考えるかの設問が埼玉県の調査票にはあり、入間市の調査にも必要とのことですが、男女平等の基本的な部分ではありますが、前回の調査との継続性を考え、同様の設問は設けておりません。</p>
関根靖光委員	<p>家庭生活の設問の中では、生活費の確保、家計の管理、高額なものを買う時の決定権等をまとめて財産の管理権等として選択肢の中に入れてと良いのではないかと思います。</p>
石 井 委 員	<p>家庭生活での設問の選択肢を増やすことについては、この中から2つ3つ選んでくださいという設問に対し、項目を増やすというのは前回調査と比較がしづらいたと思いますが、それぞれの設問で1、2、3のどれかを選びなさいという形式の設問では、前回の比較と影響しないと思います。新しい項目が増えるだけで今までの項目は前回と比較できるので、そういう設問に関しては必要</p>

会 議 録 (3)

<p>(粕谷副参事)</p>	<p>があれば、増やしても良いと思います。</p> <p>問4については、基本計画に盛り込む数値目標とは関連がないため、最終的に調査の結果報告書を作成するときに関係してくる項目ですので、必要があれば、協議していただき、加えていただくことはできます。</p>
<p>議 長</p>	<p>前回と比較できる項目と比較できない項目がありますが、決して無駄なことではない、今回の調査は、前回と比較するという大きな目標があるので、その次の段階で比較できるということになりますね。他にいかがでしょうか。</p>
<p>(粕谷副参事)</p>	<p>DVに関する設問の中に加害者の関係の設問が無くなったということについてですが、男女共同参画推進センターの中でDVに関する相談を受けている状況があり、この調査では、相談する場所があるということを広めたいということと被害を受けている方にDV被害であることを知っていただくための設問にしばらくさせていただきました。</p>
<p>関根靖光委員</p>	<p>今後は加害者の方も一緒に相談にのることになると思います。調査項目として少し付け加えただけでは意味がないですし、今の説明で承知しました。</p>
<p>議 長 (粕谷副参事)</p>	<p>加害者の相談もあるのでしょうか。</p> <p>加害者からの相談を受けたこともありますが、当センターの相談は女性に限っての相談を受けていますので、男性の相談はお断りしています。男性の場合は、市役所内の市民相談室を紹介しました。女性の相談にはDV被害者の相談が多く、加害者の相談を受けると被害者と会ってしまう等迷惑をかけることもありますので、男性の相談は受けていない状況です。男性も暴力を受けている可能性もありますが、その場合も市民相談室を紹介することになります。男性相談の必要性も考えているところですが、今のところは、女性に限定した相談としたいと考えております。</p>
<p>議 長</p>	<p>もう少し時間がかかるということですね。女性に関して救い上げることを行い、その後に男性の被害について考えるということになるかと思います。他にも調査項目に加えたり、省いたほうが良いものなどありましたら、調査項目に関する意見として提出していただき、次回の会議で調査内容が決定できるような形にし</p>

会 議 録 (3)

<p>関根靖光委員</p>	<p>たいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>入間市職員の意識調査はやったのですね。前回、提案しましたが、事業所の意識調査は今回はないとのことですが、今後実施の検討をお願いします。</p>
<p>久保庭委員 (粕谷副参事)</p>	<p>実施要綱の4の中で予備調査とあるが、これは何を指すのですか。</p> <p>統計調査には、必ずあるものだと思います。最終的な文章確認の意味で職員の中で行いたいと思います。</p>
<p>議 長 (上原主幹)</p>	<p>調査票についてはよろしいですか。では、次に(2)平成26年度第3次いるま男女共同参画プランの実施状況報告書(案)について、8月末までに出了された内容について事務局から今後の予定等説明をお願いします。</p>
<p>議 長 (粕谷副参事)</p>	<p>第3次評価について、各委員からコメントをいただきましてありがとうございました。今日、この審議会後、評価コメント編集部を開きまして、コメントをまとめていただきます。まとめたコメントについて、次回審議会でご提示しまして、ご審議いただければと思います。</p>
<p>議 長 (粕谷副参事)</p>	<p>それでは議事を終了させていただきます。これで議長の役を下ろさせていただきます、進行を事務局に返します。</p> <p>4 その他</p> <p>市民意識調査につきまして、質問、疑問点等ありましたら、配布いたします意見用紙にご記入の上、9月30日までに提出をお願いいたします。意識調査に関する今後の予定ですが、協議いただいた内容でまとめさせていただきます、決定していただき、12月に郵送方式で実施をさせていただきます。なお、11月15日号広報いるま、市公式ホームページでお知らせを行います。</p>
<p>関根副会長</p>	<p>なお、次回会議を10月30日(金)午後2時00分から市民活動センター活動室1で開催します。</p> <p>内容につきましては、市民意識調査の項目決定をお願いいたします。それでは、最後に、関根副会長より閉会のご挨拶をお願いいたします。</p> <p>大変慎重審議ありがとうございました。おそらくすばらしい意識調査が実施できるものと思っております。本日は大変お疲れ様</p>

会 議 録 (3)

でした。入間市男女共同参画審議会第2回会議を閉会とさせていただきます。

議事の内容・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

平成27年10月7日

会 長 庭 屋 元 子

委 員 金 賀 恵 子

